

平成28年12月22日

法務省民事局民事第二課

不動産登記規則の一部改正（案）に関する意見募集

法務省民事局では、相続登記を促進するための制度として、法定相続情報証明制度（仮称）の新設を検討しています。

ついては、広く国民の皆様からご意見をいただきたく、以下の要領により意見の募集をいたします。

<意見募集要領>

1 意見募集対象

「不動産登記規則の一部を改正する省令案」

2 資料の入手方法

電子政府の総合窓口e-Gov (<http://www.e-gov.go.jp/>) において掲載

3 意見の提出方法

(1) インターネットによる提出

電子政府の総合窓口e-Govの意見提出フォームに従って、氏名、連絡先及び本件へのご意見（該当箇所の明示をお願いします。）を記入の上、ご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件へのご意見（該当箇所の明示をお願いします。）を記入の上、以下の宛先にお送りください。

〒100-8977東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

法務省民事局民事第二課

パブリックコメント担当 宛

(3) F A X

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件へのご意見（該当箇所の明示をお願いします。）を記入の上、以下のF A X番号にお送りください。

F A X 番号：03-3592-7913

4 意見募集期間

平成28年12月22日（木）～平成29年1月31日（火）（必着）

5 その他

いただいたご意見につきましては、本件の最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいたご意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

いただいたご意見につきましては、氏名（企業・団体においては、名称）及びご意見の内容を公開する可能性があることをあらかじめご了承ください。

電話での意見提出はお受けしかねます。

ご意見は、日本語で提出するようお願いいたします。